

2021年4月29日

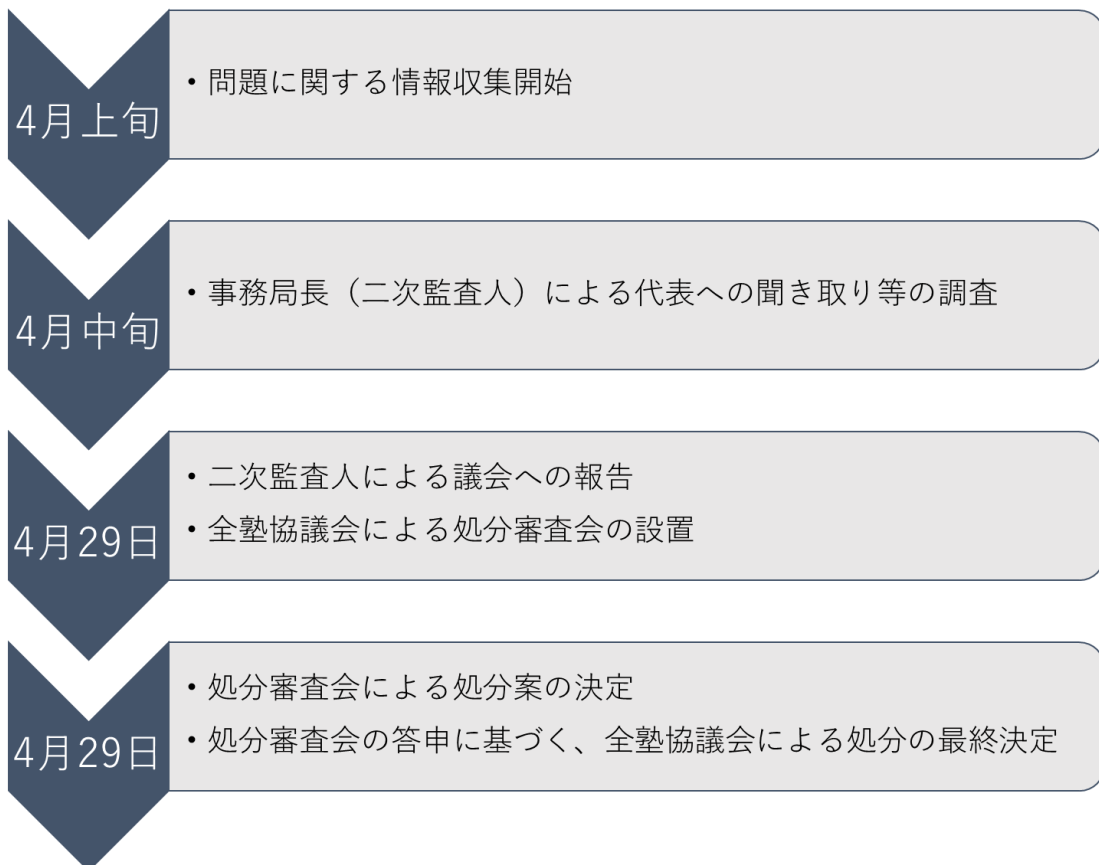
各位

慶應義塾大学全塾協議会

共済部の処分に関して

全塾協議会は、2021年4月29日に開催された全塾協議会定例会にて、共済部に対する処分を決定しました。内容は以下の通りです。

【処分決定までの流れ】



【処分】

1. 本件に関する顛末書及び始末書を 2021 年 5 月 15 日までに全塾協議会に対して書面にて提出することを義務付ける。
2. 2021 年 3 月 14 日に行われた共済部の送別会に参加した人員の名簿を 2021 年 5 月 15 日までに全塾協議会に対して書面にて提出することを義務付ける。
3. 対面での活動を 2021 年 5 月 14 日から 2021 年 9 月 30 日まで一切禁止する。
4. 対面での活動の禁止期間中に、やむを得ず緊急で対面での活動を行わなければならないことになった場合は、事前に議会にその活動内容を書面にて提示し、議会の議決による許可を必要とする。

【処分の説明】

禁止される対面での活動には、構成員による学生団体ルームと塾生会館などの部室の使用も含む。2021 年 4 月 29 日にて処分を決定した場合、処分規則第 19 条 2 項により、決定されてから 14 日以内は不服申し立てができるため、対面での活動を禁止する期間は 5 月 14 日を開始日とする。また、多くの学部の夏期休暇の終了日である 9 月 30 日を対面での活動を禁止する期間の終了日とする。

以上